

契約番号 2026022988-10
工 事 名 県道岡山児島線函渠工事（8-4）

質問 1 施工代価表第 1 号表において、土場価格は真砂土ですか.....
回答 1 真砂土です.....
質問 2 見積りにより決定している歩掛について、「諸雑費%」は、全て率内 4 桁丸めをすると考えてよろしいですか.....
回答 2 施工第 0-0069、0-0075、0-0077、0-0078、0-0079、0-0080、0-0081 号表の端数処理について、単位当たりの金額が有効数字 4 桁になるように所定の諸雑费率以内で端数処理しています.....
質問 3 施工 8 号表の注入材料の単価の算出にあたり、普通ポルトランドセメント（袋物）の kg 当たりの単価は、t 当たりの単価を 1000 で割り戻して小数点以下を切り捨てた値でいいですか.....
回答 3 施工第 0-0006 号表内の「注入材料」の単価は、セメント（普通ポルトランドセメント（袋物））の t 当たりの単価を kg 当たりの単価に換算して小数点以下を切り捨てるのではなく、見積参考資料 1 の 7 その他（5）に記載の「セメントの配合量：760kg」を「0.760t」とし t 当たりから算出しています。なお、その他の配合材料については、kg 当たりから算出し、それらの合計の単価に対して、見積参考資料 1 の 7 その他（5）に記載のとおり端数処理をしています.....
質問 4 施工 69、79 号表のボーリングマシン、薬液注入施工機器、工事用水中モータポンプ単価は、建設機械等損料表の 13 欄でいいですか.....
回答 4 施工第 0-0069、0-0079 号表内の「ボーリングマシン」、「薬液注入施工機器」、「工事用水中モータポンプ」の単価は、令和 7 年度版建設機械等損料表の 13 欄を採用しています.....
質問 5 施工 69、79 号表ですが、諸雑费率内で有効 4 桁の端数処理をしていますか.....
回答 5 回答 2 のとおりです.....

質問 6 施工 77、80 号表のグラウトミキサ、薬液注入施工機器、グラウト流量・圧力測定装置、工事用水中モータポンプの単価は、建設機械等損料表の 13 欄でいいですか。
回答 6 施工第 0-0077、0-0080 号表内の「グラウトミキサ」、「薬液注入施工機器」、「グラウト流量・圧力測定装置」、「工事用水中モータポンプ」の単価は、令和 7 年度版建設機械等損料表の 13 欄を採用しています。
質問 7 施工 78 号表ですが、諸雑費率内で有効 4 桁の端数処理をしていますか。
回答 7 回答 2 のとおりです。
質問 8 施工 77、80、81 号表ですが、諸雑費率内で有効 4 桁の端数処理をしていますか。
回答 8 回答 2 のとおりです。
質問 9 施工代価表 69 号表 ボーリングマシン及び薬液注入施工機器について、どちらも 13 欄を採用と考えてよろしいですか。
回答 9 回答 4 のとおりです。